

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：10102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23531147

研究課題名(和文) 憲法教育の構築 「科学」と「生活」の結節点として

研究課題名(英文) Construction of Constitutional Education -as a node of Science and Life

研究代表者

前田 輪音 (MAEDA, Rinne)

北海道教育大学・教育学研究科(研究院)・准教授

研究者番号：30326540

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円、(間接経費) 660,000円

研究成果の概要(和文)：本研究のメインの素材である長沼ナイキ基地訴訟について、関係者からの聞き取り・関連する資料収集・整理(一部は電子ファイル化)、長沼訴訟に関連する憲法事件を素材に作成した授業プログラムの改訂・意味づけ、これらをもとにした長沼訴訟を素材にした授業プログラム(試案)の作成・実践・検証を行った。

これらにより、憲法教育においては、憲法の理念や判決はもとより、憲法が議論された裁判にかかわる事実(歴史的背景・地理的背景、およびそれが将来の社会にもたらした影響など)が重要な素材となること、その事実を教育内容として再構成する際にはカテゴリー分けが重要となることの一端を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Concerning Naganuma Nike-missile Base Lawsuit of the main material of this research, hearing from people in related fields, collected and sorted data(some parts of them were electric-filed) related to it, and its revision and meaning of a class program which was made from material in Eniwa Ev ent related to Naganuma Lawsuit, based on these items, I draw up, practiced, reviewed it (tentative plan) from a material of Naganuma Lawsuit.

As above mentioned, in Constitutional Education, I partly made it clear that not only constitutional philosophy and judgment but also the facts (historical background and geographic background, influence that will be brought from these things to the coming society in the future and so forth) involved in judgment argued in the constitution are very important materials and it is also significant to categorize them when the facts are recomposed as content of education.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学、教科教育学

キーワード：憲法教育 社会科教育 平和的生存権 長沼ナイキ基地訴訟 憲法事件

1. 研究開始当初の背景

初等・中等教育の憲法教育（以下「憲法教育」と略）においては多くの議論や教育実践の蓄積がみられるが、授業の構成原理の解明・確立には至っていない。たとえば憲法問題（判例）の活用は決して珍しくはないが、その多くは憲法学の解釈論からの中途半端な借り物と見受けられるものが多い。

教育学の視点からは、たとえば今橋盛勝の「憲法の内容と存在意義を認識」するためには、憲法を子どもの「生活現実のなかに」どのように「くぐりぬけさせる」かが「憲法教育の実践のカギになるだろう」（今橋盛勝『憲法教育』と憲法感覚・知識』『教育』371 国土社 1979 年 5 月号 所収）との指摘は今もって有効だが、その具体的展開は必ずしもいまだ明らかではない。

憲法学の観点からは、憲法条文生成の歴史的プロセスの必要性の指摘（播磨信義「憲法条文中心主義的教育方法への疑問」、『生活教育』474 号 40 巻 5 号 1988 年 5 月号）もあり、高等教育における「憲法学」や「日本国憲法」向けのテキストは作られているものの、初等中等教育にそのまま導入するには少々無理がある。

総じて、憲法教育の構成原理は明らかにされていない、と言える。

2. 研究の目的

報告者は、憲法教育においては、憲法学の成果はもとより、憲法（およびその条文）制定や憲法問題にいたった歴史的社会的背景、それらと関連して人々の「生活」上の問題との密接なかわり、これらを有機的に導入しかつ再構成する必要があると考えている。

すなわち憲法問題は「科学」（憲法学・学問）と「生活」の結節点にあり、その用い方自体に、憲法教育の構成原理の構築ないしは憲法教育の再構成の鍵があると考え。この鍵のありようを明らかにすることが本研究の大きな目的である。

当面、この「科学」（憲法学・学問）と「生活」が具体的に指す内容を明らかにすることが必要であると考え。

3. 研究の方法

特に中等教育での平和的生存権の内容・構成に焦点を定め、研究を進めることにした。

本研究では、憲法問題を素材にその歴史的・社会的背景、それらと関連した生活上の問題、および憲法学での議論を有機的に用いた憲法教育を構想し、すぐれた授業実践に学びながら、構想の具体化の一例として授業プログラムを作成・実践・検証し、これらを通して憲法教育（主に平和的生存権に焦点をあて）の構成原理の構築・確立を目指す。

そのために、以下の作業にかかった。

(1) 資料収集・現地調査・聞き取り

憲法問題の素材として、長沼ナイキ基地訴訟に関連する資料を中心に収集した。

長沼ナイキ基地訴訟にとりかかるにあたっては膨大な資料が想定される。通常、教科書等では判決文等が主たる素材とされているが、本研究はそこにとどまらない。最高裁まで訴訟が進められ、その間の取り組みや議論は大量である。それらのどこに焦点をあてるか、訴訟を取り巻く何を素材とするか、が検討事項となる。（後述の（4）参照）

あわせて、訴訟にかかわった人からの聞き取りや、現地調査も行う。

(2) 憲法教育の教育内容構成原理の解明に向けて 主に恵庭事件の授業プログラムを対象に

恵庭事件の授業プログラムの本研究における位置づけ

本研究の主たる憲法問題の素材は長沼ナイキ基地訴訟であるが、この訴訟ないしは運動に影響を与えているとしばしば指摘されるのが「恵庭事件」である。

報告者は、本研究期間スタート前から恵庭事件を素材にした授業プログラムの作成・実践・改訂を重ねてきているが、本研究期間に入ってから、その構成原理を明らかにしながらさらなる改訂作業も進め、実践・検証を経てその原理を解明し、長沼の授業プログラムにも反映させることを目指した。

いくつかの授業実践から

法教育や平和教育の授業実践報告について、研究会出席の機会を通して得ることにした。

(3) 授業プログラムの作成・実践・検証

(1)(2)の作業の蓄積をもとに、長沼ナイキ基地訴訟の授業プログラムを作成し、実践・検証する。本研究では、試案の形で実践を行い、今後の方向性を探った。

(4) 教育内容に必要と考える素材のカテゴリライズ

(1)～(3)の作業を通して、長沼ナイキ基地訴訟を素材にした授業プログラムに含まれる教育内容に必要ないしは有効と考えられる素材をカテゴリライズし、それをもとに教育内容構成原理の土台作りを目指した。

4. 研究成果

(1) 資料収集等

長沼ナイキ基地訴訟に直接関連するものについては、訴訟資料集の購入、および図書館等での複写・撮影によった。

原告団関連としては、長沼ミサイル基地設置反対共闘会議、教員 野崎さんを守る会、北大平和委員会・北大水産学部平和委員会、基地設置の促進協力会、自衛隊、長沼町、北海道平和委員会、日本平和委員会などが作成

したものである。

被告関連資料として、自衛隊が発行する航空自衛隊基地関連資料も集めた。

長沼町の現地調査を複数回にわたり行い、訴訟関係者（原告・原告支援者・元裁判長等）の聞き取りを複数の場所（長沼町、富山市、札幌市等）で行った。特に関係者の聞き取りは映像として録画したので、授業プログラムで有効活用が期待される。

生活（特に子どもの）と憲法問題とをつなぐ手立ての一つとして、戦後直後の新教育関連の文献の購入および図書館等での複写による収集および現地調査を行った。特に西多摩小学校に焦点をあて、現地調査および戦前からの歩みについて現地図書館等で資料収集（福生市立中央図書館・羽村郷土博物館にて）を行った。

現地長沼町の農協関係資料や、長沼高校が発行する記念誌等、および長沼町が発行する社会科用副読本なども収集した。

（2） 恵庭事件の授業プログラムの構成原理の解明・整理 さらに改訂・実践・検証を経て

実践の概要

以前から中学生・大学生を対象に取り組んでいる4時間構成の「恵庭事件」の授業プログラムの作成・実践・改訂を、本研究期間にさらに改訂・実践し、最新版を3時間構成とした。

今回は高校生を対象に京都府内の高校教師に協力を得て、2011年1月に授業を実施していただいた。

授業プログラムの概要

「事件」前の自然の恵みを存分に得ながら過ごしてきた牧場経営の様子を示し、一転、近隣の演習場による騒音・水質汚濁被害の発生及び対応策を設問を通して考えさせる。

2時間目はこれら被害への一連の対応策の一つである通信線切断により自衛隊法第121条違反として起訴されたこと示し、その公判全40回を30分程度におさめたシナリオで再現し、判決を考えさせる。

3時間目で実際の判決を示し、その後この裁判を取り巻く人々・組織の思いやその後の変化を見せ、被告とされた野崎牧場の人々がよりどころとした憲法条文を考えさせ、最後に野崎牧場とその周辺の人々の今を示す。

全体として、判決や起訴事実のみならず、牧場や自衛隊演習場の成り立ちや被害の発生そして被害への対策そして公判および判決後の諸段階を、地理的・歴史的・社会的背景を示しながら設問を通して考えさせる、という構成になっている。

実践・検証

以前に実践した中学生、大学生対象のと同様に、高校生にとっても、基本的人権と密接に関連させながら平和主義の意義が一定程度伝わる成果が得られたと考えられる。

いくつかの実践等から得たこと

平和に関する憲法条文を考える際には、戦時中におきた人権を侵害する事実との関連で教えるときにその意義がより明確になること、憲法問題の当事者の言葉がより重みをもつことなどを、授業実践報告（特に平和教育関係から）や戦時中の事実を示す展示などから得ることができた。

また法教育の実践報告等からは、法の条文適用のみならず法の本質を見据えて教育を行う必要性を痛感することができた。

この(2)に関しては、前田[雑誌論文] および前田[図書]、前田[学会発表] ~ でその一端を示した。

（3）長沼ナイキ基地訴訟を素材にした授業プログラムの試行実践から

恵庭事件の授業プログラム作成等から得た成果（前述（2））をもとに、長沼に関連して収集した資料（前述（1））を地理的・歴史的・社会的背景としての観点から検討を開始した。さらにこの作業をもとに、試験的に解説資料を作成し、社会人を対象にした集会で試行実践を行い、その際にとったアンケート結果から今後の方向性・可能性をさぐった。

以下、その実践の概要等を述べる。

実践の場

「長沼判決40周年記念集会」（2013年9月7日）のプログラムの一部で行われた。

「いまこそ長沼を知ろう」（以下、「本実践」と略）と題した本実践は、集会の導入部分として、230余名の参加者を前に、報告者が実践者となり、長沼裁判闘争の概要を示し、そのあとにつづく内藤功氏による講演「改憲策動と長沼のたたかい - 戦争のできる態勢を持つのか、軍事力によらず平和的手段による安定を図るのか - 」とシンポジウム「平和に生きる権利と私たちのたたかい」（内藤功弁護士、川口創、吉野宣和、板谷良彦）につなげる役目を担った。

対象・内容・ねらい

本実践では、裁判の中核となる憲法論議等は講演やシンポジウムで重点的に話されることになっていたので、そこは端的に示すことで代えることにした。前半部分では特に訴訟発生までの地理的・歴史的背景を中心に、後半部分は一審判決の意義・継承・発展の事実の一端を示した。

対象は、会の性質上、長沼訴訟の原告側に立つ市民や研究者・弁護士・報道関係者が主となりつつも、憲法（裁判）に関心をもつ若者や初学者も対象に据えた。

生活と密接に結びついた問題としての基地問題に再度目を向け、これからの考え方・活動の仕方を思考する一助となることを目指した。

実践の概要

資料はパワーポイントで作成し、プロジェクターで大画面に映し出しながら報告者が解説する形で進めた。シートは計70枚、所

要時間 20 分、3つの設問を設定し、回答は時間の許す範囲で挙手などにより確認した。

次の流れで構成されている。

まず、長沼の地理的・歴史的特徴を述べた。特に、農地を水害から守る役割をもっていた「馬追山」や、長沼町を囲む「旧夕張川」「千歳川」の氾濫の歴史(=水害の歴史)や水害との闘い、および氾濫パターンを提示し、その克服のために「新夕張川」および排水機場が設置されたことを示した。

これらにより、やっと川の氾濫を克服できそうな状況まで来たときに、航空ミサイル基地設置のため馬追山の森林(=水源涵養保安林)を伐採する計画が浮上したこと、その土地の軍事基地としての位置づけは、北海道大演習場、米軍千歳通信基地と深い関係があったこと、森林伐採により新たな水害の恐れが浮上したことを述べた。

そこで、長沼町民による保安林指定解除の取り消し請求(本訴)・指定解除処分執行停止申請がなされた。これがいわゆる長沼ナイキ基地訴訟である。

執行停止申請は地裁で認められるものが高裁、最高裁で認められず伐採が開始された。取り消し請求訴訟(公判)はいわゆる長沼ナイキ基地訴訟の本訴であるが、司法権の独立の問題があらさまになった平賀書簡問題や、代替施設(富士戸一号ダム)が建設されはじめたこと、森林伐採と基地が建設され、代替施設設置後に新たなタイプの水害が発生したことを示した。

原告団の裁判闘争の方法は、恵庭事件のそれから多くの継承がみられ、徹底的な弁論・理論、支援者による傍聴券確保・学習、公判記録作成、援農などで構成されていた。

裁判の判決は、一審では住民の平和的生存権が認められ自衛隊は憲法違反との結果を得たものの、高裁、最高裁とこの判決は生かなかった。

しかし、その後、長沼一審判決はさまざまな継承がなされ、その記録等が多くの書籍になったこと、判決の記念日などには馬追山登山(基地調査)が今でもなされていること、各種の記念集会在り繰り広げられていること、長沼平和米と呼ばれる米の栽培・販売が継続されていること、などを示した。

さらに判決は、自衛隊イラク派遣差し止め訴訟の一部に引き継がれ、現在なお、その意義は大きいことを示して締めくくった。

実践の成果

実施後にアンケートを実施した。回答率は必ずしも高くはなかったが、30~40代の直接かかわらなかつた人から「よくわかつた」との感想を得た一方、裁判闘争に加わつた一定年齢以上の人からも、裁判の背景がよくわかつた、今までよく知らなかつたことがあり勉強になった、等の言葉を得た。

このこと自体、成果の一つだが、加えて、裁判闘争に精通してきた人も、必ずしも地理的・歴史的事情を知らずに活動した人もいる

ことは、特に大きな収穫だつた。

(3)については、前田[学会発表]でその一端を報告している。

(4)教育内容に必要と考える素材のカテゴリズについて

(1)~(3)を通じて、長沼ナイキ基地訴訟を通して憲法のあり方を考えるために、次の諸事実が必要であると考えた。(3)のと重なる部分もあるが、以下に列挙する。

地理的・歴史的背景

長沼が低地帯を開拓して農地にされたこと、馬追山が水がめの役割を果たしていたこと、町が川の氾濫との闘い・克服の歴史をもつなかで、あらたな水害被害を引き起こす可能性がある基地設置は、この町の存続の根幹をゆるがすものとなつた。

社会的背景(裁判中)

恵庭事件の裁判闘争・公判・判決を経て、原告となつた長沼町民および被告となつた国・自衛隊もどちらも方策のいわゆる改善がみられた。原告団はいっそう裁判闘争の手法を磨き活動した。国・自衛隊も補助金の大量支出や代替施設の計画・設置した。両者ともにその間には多くの攻防がみられた。

裁判に関連して

長沼町民による保安林指定解除の取り消し請求(本訴)・指定解除処分執行停止申請の経緯は重要な事実である。

「指定解除の取り消し請求」については、積極的な自衛隊の実態審議(24名の証人尋問)を経て、一審(札幌地裁 1973.9.7)では基地周辺住民の「平和的生存権」を理由に訴えの利益を認め、自衛隊違憲判断、保安林指定解除処分を取り消した。だが、控訴審(札幌高裁 1976.8.5)は統治行為論により一審判決を破棄、上告審(最高裁 1982.9.9)は憲法判断せず、原告に訴えの利益なし、上告棄却となつた。

しかしながら、公判中の自衛隊が憲法違反か否かの裁判長による釈明要求のものと数々の証言や、平賀書簡などによる司法権の独立をおびやかす事件などは、この裁判の政治的重要性を示唆する。

社会的背景(変遷) 基地設置後の長沼町の変容

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」(略して基地周辺整備法)に基づく国からの補助とその影響は丁寧な扱いたい事実である。上述と関連するが、裁判(ないしは基地設置)が始まる当初から障害補助と民生安定事業の二種類が支出され、代替措置としてのダムの設置や道路の改良舗装、学校やコミュニティ・センター等の数多くの設置等がなされた。

近年に至っては、ダムや道路についてその維持・管理のために町の財政が圧迫されており、真の補助となり得ているかどうか、検証すべき問題となっている。

また、裁判と直接関係あるものとして、馬

追山森林伐採と富士戸一号ダム設置により「基地水害」が発生していることは公判でも取り上げられているが、本来の「代替施設」になりえているかどうかを考える素材となろう。

判決の継承 地域から全道・全国へ

長沼ナイキ基地訴訟は、長沼町の農民が主に起こした行政訴訟であり、主たる場は農業を営み生活する場である長沼町である。しかし、それは長沼町に閉じられたものではなく（公判での原告適格性の問題はあがる）、千歳演習場・島松演習場を包括する北海道大演習場、北海道全域、そして日本全国の基地闘争に発展する契機となった。事実、長沼にナイキ基地をつくるという観点は、千歳などの米軍基地を守るためのものだ、とか、北海道大演習場に関連するものともなっている。

そしていわゆる恵庭事件の裁判闘争を取り巻く多くの事柄 傍聴券獲得のための前夜からの座り込み・学習会・公判記録作成、援農、弁論・理論・世論の三論一体体制、等を継承しての起訴であり、運動であった。

原告団を支援する団体のうち北海道平和委員会は、「憲法を武器にいのちと暮らしを守る」というスローガンのもと、「労働者と農民の団結」、そして専門家集団を取り込んだ運動に発展している。

長沼ナイキ基地訴訟の今日的意義

長沼の裁判闘争の意義等を、後世に伝え・引き継ぐ活動が連綿と続いている。原告を支援したいくつかの団体による各種集会の開催、年ごとの記念集会、長沼農民・議員・関係者による「長沼平和米」の田植え・販売、憲法記念日の馬追山登山、9月の長沼平和ツアー、などコンスタントに行われてきている。

自衛隊違憲判決はその後、近年の名古屋高裁や岡山地裁の自衛隊イラク派兵差し止め訴訟における違憲判決に継承される。特に、名古屋で弁護団については、恵庭事件で自衛隊の違憲性を追求する担当となった内藤功弁護士に要請しその闘い方が伝授され、それが弁護団にとって大いに支えとなっている。

(4)については、その一端を前田[学会発表]で示そうとしたが、必ずしもまだ整理がついていない状態である。

(5) 今後継続して取り組んでいく事柄

長沼ナイキ基地訴訟については資料等が膨大ゆえ、授業プログラム化にむけていくつかの作業が残されている。このことも含め、今後、主に以下の作業を継続していきたい。

まずは前述した(3)の実践について、その一部は学会で発表した([学会発表]参照)が、それをもとに実践報告を活字化したい。

(4)で授業プログラムに必要と考える諸事実をひとまず列挙したが、それらをどのように教材として取り入れ組み立てていくのか、その考察の一端として、近年中に中学生ないしは高校生を対象に長沼ナイキ基地

訴訟を素材にした授業プログラムを作成・実践したい。

恵庭事件の授業プログラムは作成当初4時間構成であったが、この時間をカリキュラム上確保するのは近年は難しい。ゆえに、実施していただける学校の状況に応じて、1時間のプレゼン中心のものと、3~4時間程度の模擬裁判も含めたものとの二種類を作成するのが有効だと考えている。

これらをもとに、憲法教育の教育内容構成原理の解明・確立を目指していきたい。

その鍵を握る1つの手がかりとして、憲法問題の主体は憲法条文ではなく、人間そのものであるという視点を大切にしたい。その主体である人間を、仮に「自然存在」、「共同体で生産し、活動する」存在、「歴史的・社会的存在として自己を形成する」存在(須田勝彦「人間の本質規定 - 教育学の出発点を探るためのメモ」北海道大学教育学部教育方法学研究室『教授学の探究』2004所収)とするならば、憲法問題がもつこれらに関連する具体的事実・場などが有効な素材になると考えている。

この点については前田[学会発表]でいくつか述べたが、これから整理していく重要な視点である。憲法問題の素材をどのように構成していけばいいのか、この観点を手がかりとしながらその原理の解明・確立に向けていきたい。

これがすなわち「科学」と「生活」の結節点の中身を明らかにする鍵の一つと考えている。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 1件)

前田 輪音、判例学習を超えた憲法教育の一提案 「恵庭事件」の授業で高校生が考えたことから、民主主義教育 21、査読無、第7巻、2013年、79-86

[学会発表](計 4件)

前田 輪音、憲法教育における平和的生存権の教育内容についての一考察 「長沼ナイキ基地訴訟」の「生活」の問題をもとに -、北海道教育学会第58回研究発表大会、2014年3月23日、北海道文教大学

前田 輪音、憲法問題の教材化について - 長沼ナイキ基地訴訟の裁判闘争を例に -、日本社会科教育学会第63回全国研究大会、2013年10月26日、山形大学

前田 輪音、「恵庭事件」の授業プログラム高校実践報告 - 長沼ナイキ基地訴訟への接続を視野に -、北海道教育学会第57回研究発表大会、2013年03月08日、名寄市立大学

前田 輪音、高校生がとらえた「恵庭事件」立命館宇治での実践より、全国民主主義教育研究会第43回全国大会、2012年07月30日、筑波大学附属駒場中高等学校

〔図書〕(計 1件)

前田 輪音、同時代社、恵庭事件の教材化に取り組む - 憲法問題を生活の問題として、『主権者教育のすすめ 未来をひらく社会科の授業』2014年所収、総ページ数139(うち報告者執筆は118-127)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

前田 輪音 (RINNE MAEDA)
北海道教育大学・大学院教育学研究科
・准教授
研究者番号： 30326540